

白馬村最低制限価格制度実施要領

〔 令和4年5月2日
白馬村告示第43号 〕

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第2項(政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。)及び白馬村財務規則(平成2年白馬村規則第3号。以下「規則」という。)の規定に基づき、村が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等の競争入札に最低制限価格を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「建設コンサルタント業務等」とは、村が発注する測量業務、建築関係及び土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務並びに補償関係コンサルタント業務及びその他村長が必要と認める業務をいう。

(対象となる入札)

第3条 最低制限価格を設ける競争入札(以下「対象入札」という。)は、設計金額が250万円を超える建設工事及び建設コンサルタント業務等とする。

(建設工事の最低制限価格の設定)

第4条 建設工事の最低制限価格は、予定価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)の算出基礎となった次に掲げる額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項に掲げる額の合計額を適用することが適当でないと思われる場合には、最低制限価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とすることができる。

(建設コンサルタント業務等の最低制限価格の設定)

第5条 建設コンサルタント業務等の最低制限価格は、次の表の左欄に掲げる業種の区

分ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表①から④までの欄に掲げる額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業務ごとにそれぞれ当該各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 測量業務 その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超えるときは10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たないときは10分の6を乗じて得た額
- (2) 建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務 その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超えるときは10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たないときは10分の6を乗じて得た額
- (3) 地質調査業務 その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超えるときは10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たないときは3分の2を乗じて得た額

3 前2項の規定にかかわらず、第1項の表に掲げる額の合計額を適用することが適当でない認められる場合には、測量業務の最低制限価格は、予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8.2を乗じて得た額までの範囲内と、建築関係及び土木関係の建設コンサルタント業務並びに補償関係コンサルタント業務の最低制限価格は、予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8を乗じて得た額までの範囲内と、地質調査業務の最低制限価格は、予定価格に3分の2を乗じて得た額から10分の8.5を乗じて得た額までの範囲内の額と、その他業務の最低制限価格は、予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8を乗じて得た額までの範囲内の額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

とすることができる。

(入札参加者への周知)

第6条 対象入札については、次に掲げる事項を規則第106条に規定する入札の公告及び規則第117条第2項に規定する指名競争入札通知書に記載するものとする。

(1) 政令第167条の10第2項の規定の適用があること。

(2) 最低制限価格に満たない価格で入札をした者(以下「失格者」という。)は、落札者(事後審査型一般競争入札の場合は落札候補者。以下同じ。)とならないこと。

(3) 失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないこと。

(最低制限価格の記載)

第7条 最低制限価格は、規則第109条に規定する予定価格調書に記載するものとする。

(落札者の決定)

第8条 対象入札の落札者は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者とする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。